

令和7年度長崎県障害者虐待防止・権利擁護研修会開催要項

1 目 的

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」に基づき、障害者福祉施設等において障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等の実効性のある取り組みが図られることを目的とし、国が実施する障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修の内容を基にした伝達研修として実施する。

2 主 催

長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター（長崎県障害者権利擁護センター）

3 対 象

長崎県内の障害者施設・事業所の職員及び学校、保育所の長、医療機関の管理者等、障害者虐待防止法において各機関での虐待防止措置が求められている関係者。

※伝達研修の実施及び報告を参加要件といたしますので、施設及び事業所のサービス管理責任者や中堅職員（概ね3年）以上の職員での参加をご検討ください。

※原則として1法人1名の参加とさせていただきます。同一法人で複数事業所がある場合は、法人内で参加者の調整をお願いします。

4 研修方法

① 講義【動画配信（YouTube）】

・演習受講日までに厚生労働省作成の講義動画を視聴

共通講義	管理者・虐待防止責任者コース
I 障害者虐待総論 ー成立までの経過、社会的意義（30分）	I 法人・事業所の理念と管理者の役割（30分）
II 障害者虐待防止法の概要（45分）	II－I 虐待を防止するための日常の取り組みについて①（25分）
III 当事者の声（身体）（知的）（精神）（45分）	II－I 虐待を防止するための日常の取り組みについて②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～（30分）
IV 性的虐待の防止と対応（30分）	III 虐待を疑われる事案への対応（25分）
V 身体拘束等の適正化の推進（30分）	IV 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割（30分）
VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～（35分）	V 虐待防止委員会の実際の運営について（30分）

共通講義、管理者・虐待防止責任者コースのすべてを受講いただきます。合計約6時間半の講義となりますので、演習受講日までに計画的な受講をお願いいたします。

※講義動画や研修資料には著作権があり、伝達研修以外の目的での拡散は禁止されています。

② 演習【集合形式（以下のいずれかに参加）】

長崎会場 日時：令和7年12月25日（木）10:00～16:30

（定員：100名） 場所：長崎県庁1階 大会議室

県央会場 日時：令和8年1月26日（月）10:00～16:30

（定員：100名） 場所：大村市中央公民館（コミュニティセンター）1階 大会議室

※講義動画をすべて受講した上で、集合による演習研修へご参加ください。

9:30	受付開始
10:00～	開会あいさつ、行政説明
10:30	演習1 身体拘束適正化委員会の運営
12:00	昼休憩
13:00	演習2 虐待が疑われる事案への対応（終了後 10分休憩）
14:40	演習3 虐待防止委員会の活性化
16:10	質疑応答
16:30	終了

※演習2、演習3については、昨年度と同じ内容となります。

③ 伝達研修実施報告

・各受講者は、本研修受講後に各施設、事業所等で伝達研修を実施し、長崎県電子申請システムにて報告してください。

※詳細については研修時にご案内します。

5 受講に関する連絡

動画視聴用URL等本研修に関する連絡は、電子申請システムにて申し込み時に登録いただいたメールアドレス宛にEメールにて行います。

6 申し込み方法

長崎県電子申請システムでの申し込みとなります。詳しくは当所ホームページ

【障害者権利擁護センターに関すること】にも掲載しますので、確認のうえお申込みください。

申込期間：10月20日（月）～11月21日（金）



申込URL及びQRコード

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10564

7 問い合わせ先

長崎こども・女性・障害者支援センター（長崎県障害者権利擁護センター）

電話 095-844-6250

（開所時間：平日 9時～17時45分）